

2022 年 10 月 3 日

東京都港区芝二丁目 32 番 1 号
株式会社長谷工コーポレーション
代表取締役社長 池上 一夫



吸収合併に係る事後開示書類

当社は、当社を吸収合併存続会社、株式会社ビッグマート（以下「ビッグマート」といいます。）を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）に関し、会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条の定めに従い、下記のとおり当社が承継したビッグマートの権利義務その他法務省令に定める事項を記載した書面を備え置きます。

記

第 1 吸収合併が効力を生じた日（会社法施行規則第 200 条第 1 項第 1 号）

本合併は、2022 年 10 月 1 日に効力を生じました。

第 2 吸収合併消滅会社における会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続きの経過、会社法第 785 条及び第 787 条の規定並びに第 789 条の規定による手続きの経過（会社法施行規則第 200 条第 1 項第 2 号）

（1）吸収合併をやめることの請求（会社法第 784 条の 2）

当社がビッグマートの全株式を所有していたため、該当事項はありません。

（2）反対株主の株式買取請求（会社法第 785 条）

当社がビッグマートの全株式を所有していたため、該当事項はありません。

（3）新株予約権買取請求（会社法第 787 条）

ビッグマートは、新株予約権を発行していなかったため、該当事項はありません。

（4）債権者の異議（会社法第 789 条）

ビッグマートは、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の定めに従い、2022 年 8 月 26 日付の官報公告及び電子公告により、債権者に対して異議申述の公告を行いました。異議申述期限までに異議を申し出た債権者はありませんでした。

第 3 吸収合併存続会社における会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続きの経過、会社法第 797 条及び第 799 条の規定による手続きの経過（会社法施行規則第 200 条第 1 項第 3 号）

（1）吸収合併をやめることの請求（会社法第 796 条の 2）

本合併は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易合併であるため、該当事項はありません。

（2）反対株主の株式買取請求（会社法第 797 条）

本合併は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易合併であるため、該当事項はありません。

（3）債権者の異議（会社法第 799 条）

当社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の定めに従い、2022 年 8 月 26 日付の官報公告及び電子公告により、債権者に対して異議申述の公告を行いました。異議申述期限までに異議を申し出た債権者はありませんでした。

第 4 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 200 条第 1 項第 4 号）

当社は、本合併の効力発生日をもって、ビッグマートから資産、負債及び権利義務の一切を承継しました。

第 5 会社法第 782 条第 1 項の規定により、吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項（会社法施行規則第 200 条第 1 項第 5 号）

会社法第 782 条第 1 項の規定に従い、ビッグマートがその本店に備え置いた書面に記載された事項は別紙のとおりです。

第 6 会社法第 921 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 200 条第 1 項第 6 号）

本合併による変更登記申請は、2022 年 10 月 7 日付で行う予定です。

第 7 前各号に掲げるもののほか、吸収合併に関する重要な事項（会社法施行規則第 200 条第 1 項第 7 号）

本合併は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易合併であり、当社は、2022 年 8 月 26 日付の電子公告により、株主に対して公告を行ったところ、2 名の株主から会社法第 796 条第 3 項の規定に基づく本合併に反対する旨の通知がありましたが、会社法施行規則第 197 条に規定する株式の数には達しませんでした。

以上

別 紙

2022 年 8 月 26 日

博多市博多区博多駅前一丁目 21 番 28 号
株式会社ビッグマート
代表取締役 増子 真司



吸収合併に係る事前開示書類

当社は、2022 年 8 月 10 日付で、株式会社長谷工コーポレーション（以下「長谷工」といいます。）との間で、長谷工を吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）に係る合併契約書を締結しました。

本合併について、会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条の定めに従い、下記のとおり吸収合併契約の内容その他法務省令に定める事項を記載した書面を備え置きます。

記

第 1 吸収合併契約の内容（会社法第 782 条第 1 項）

別紙 1「合併契約書」のとおりです。

第 2 合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 1 号）

当社の発行済株式の全てを長谷工が所有しているため、本合併に際して株式その他の金銭等の交付は行いません。

第 3 合併対価について参考となるべき事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 2 号）

該当事項はありません。

第 4 吸収合併に係る新株予約権の定めに関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 3 号）

該当事項はありません。

第 5 計算書類等に関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 4 号）

1. 吸収合併存続会社

（1）最終事業年度に係る計算書類等
別紙 2 のとおりです。

（2）最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
該当事項はありません。

2. 吸収合併消滅会社における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

当社は、最終事業年度である 2022 年 3 月期の決算においては債務超過となっておりますが、2023 年 3 月期第 1 四半期決算において、所有不動産の売却による売却益の計上により債務超過を解消しております。

第 6 効力発生日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 5 号）

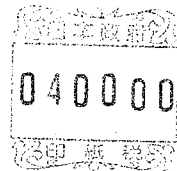
長谷工の本合併効力発生後の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本合併効力発生後の長谷工の収益状況及びキャッシュフローの状況について、債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ予測されておりません。

従いまして、本合併効力発生後における長谷工の債務について履行の見込みがあると判断いたします。

以上

別紙 1

合併契約書



合併契約書

株式会社長谷工コーポレーション（以下「甲」という。）と、株式会社ビッグマート（以下「乙」という。）とは、両社の合併に関して次の契約を締結する。

第1条（吸収合併）

甲と乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併（以下「本合併」という。）し、甲が乙の権利義務の全部を承継する。

2. 本合併に係る吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び本店は、以下のとおりである。

（1）吸収合併存続会社

商号：株式会社長谷工コーポレーション

本店：東京都港区芝二丁目3番1号

（2）吸収合併消滅会社

商号：株式会社ビッグマート

本店：福岡市博多区博多駅前一丁目2番28号

第2条（合併に際して交付する金銭等に関する事項）

甲は、乙の発行済株式の全部を有するため、本合併に際して、乙の株式に代わる金銭等を乙の株主である甲に交付しない。

第3条（吸収合併存続会社の資本金及び準備金の額に関する事項）

本合併により、甲の資本金及び準備金の額は増加しない。

第4条（効力発生日）

本合併の効力発生日は、2022年10月1日とする。但し、同日までに合併に必要な手続きを遂行できないときは、甲及び乙が協議のうえ、会社法の規定に従い、これを変更することができる。

第5条（会社財産の承継）

乙は、2022年3月31日現在の貸借対照表、その他同日現在の計算書を基礎とし、これに効力発生日に至るまでの増減を加除した一切の資産、負債及び権利義務を効力発生日において甲に引き継ぎ、甲はこれを承継する。

第6条（会社財産の善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって各々の業務を執行し、かつ、一切の財産管理を行い、その財産及び権利義務に重要な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲及び乙が協議のうえ、これを実行する。

第7条（合併の手続き）

本合併については、会社法第796条第2項及び第784条第1項の規定により、甲及び乙は株主総会の承認を得ることなく合併する。

第8条（本契約に定めのない事項）

本契約に定めのない事項について、または本契約書の解釈に疑義が生じた場合については、甲及び乙が誠意をもって協議のうえ解決する。

以上を証するため、本書1通を作成し、甲乙記名押印のうえ、甲が原本を保管し、乙が写しを保管する。

以上

2022年8月10日

甲 東京都港区芝二丁目3番1号
株式会社長谷工コーポレーション
代表取締役社長 池上 一夫



乙 福岡市博多区博多駅前一丁目2番28号
株式会社ビッグマート
代表取締役 増子 真司



別紙 2

吸収合併存続会社の
最終事業年度の計算書類等

貸 借 対 照 表

(2022年3月31日現在)

区 分	金 額	区 分	金 額
	百万円		百万円
(資産の部)		(負債の部)	
I流動資産	438,074	I流動負債	247,292
現金預金	137,942	支払手形	7,565
受取手形	3,544	電子記録債権	52,846
完成工事未収入金	112,508	工事未払金	54,540
不動産事業未収入金	462	不動産事業未払金	2,841
完成工事支出金	7,498	短期借入金	31,205
販売用不動産	119,473	リース負債	52
不動産事業支出金	34,976	未払法人税等	14,854
その他の引当金	21,708	未成工事受入金	25,920
貸倒引当金	△37	不動産事業受入金	30,834
II固定資産	450,435	預り金	1,493
1有形固定資産	110,830	完工工事補償引当金	4,502
建物・構築物	34,287	工事損失引当金	360
機械・器具・備品	742	賞与引当金	2,276
工具器具・備品	1,193	役員賞与引当金	157
土地	70,229	その他の負債	17,846
一ス資産	91	II固定負債	284,730
建設仮勘定	4,287	社長期借入金	90,000
2無形固定資産	4,830	リース負債	190,000
借地権	26	株式給付引当金	48
ソフトウェア	4,140	役員株式給付引当金	2,018
無形固定資産仮勘定	634	役員株式給付引当金	162
その他の負債	30	資産除却負債	76
3投資その他の資産	334,776	その他の負債	2,426
投資有価証券	19,204	負債合計	532,021
関係会社株式	151,538		百万円
その他の関係会社有価証券	570	(純資産の部)	
長期貸付金	140,188	I株主資本	354,653
破産更生債権等	484	1資本金	57,500
長期前払費用	59	2資本剰余金	7,500
繰延税金資産	17,098	資本準備金	7,500
その他の負債	288	その他の資本剰余金	0
貸倒引当金	6,054	3利益剰余金	323,985
	△707	利益準備金	6,875
		その他の利益剰余金	317,110
		繰越利益剰余金	317,110
		4自己株式	△34,333
		II評価・換算差額等	1,834
		その他有価証券評価差額金	1,834
資産合計	888,509	純資産合計	356,487
		負債純資産合計	888,509

損 益 計 算 書

(2021年4月 1 日から
2022年3月31日まで)

区 分	金 額	金 額
	百万円	百万円
I 売 完 業 設 貸 不 上 高		
成 務 計 室 動	405,959	
受 監 營 産	5,155	
工 託 理	12,146	
業 売	5,613	
事 上 上	201,986	630,859
原 原 原		
上 上 上	336,727	
原 原 原	1,707	
費 費 費	6,112	
利 利 利	3,976	
益 益 益	187,665	536,187
益 益 益	69,232	
益 益 益	3,447	
益 益 益	6,035	
益 益 益	1,637	
益 益 益	14,321	94,673
III 販 賣 費 及 び 一 般 管 理 費		38,395
IV 営 業 利 息 外 配 当 金 他		56,278
V 営 業 利 息 外 配 当 金 他	10,697	
支 口 経 常 利 益 金 他	683	11,380
支 口 経 常 利 益 金 他	1,716	
支 口 経 常 利 益 金 他	1,464	
支 口 経 常 利 益 金 他	302	3,483
VI 特 定 有 庫 別 資 産 利 益 金 他		64,175
特 定 有 庫 別 資 産 利 益 金 他	2	
特 定 有 庫 別 資 産 利 益 金 他	147	
特 定 有 庫 別 資 産 利 益 金 他	3	152
VII 特 定 有 庫 別 資 産 利 益 金 他		
特 定 有 庫 別 資 産 利 益 金 他	5	
特 定 有 庫 別 資 産 利 益 金 他	3	
特 定 有 庫 別 資 産 利 益 金 他	0	7
税 法 法 引 税 人 期		64,320
税 法 法 引 税 人 期		17,988
税 法 法 引 税 人 期		874
税 法 法 引 税 人 期		45,457

株主資本等変動計算書

（2021年4月1日から
2022年3月31日まで）

	株 主 資 本						
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資 本 金	そ の 他 本 資 金	資 本 金 計	利 益 金	そ の 他 利 益 金	利 益 金 計
2021年4月1日残高	百万円 57,500	百万円 7,500	百万円 0	百万円 7,500	百万円 6,875	百万円 293,895	百万円 300,770
会計方針の変更による累積的影響額						△2,739	△2,739
会計方針の変更を反映した当期首残高	57,500	7,500	0	7,500	6,875	291,156	298,031
事業年度中の変動額							
剰余金の配当				－		△19,503	△19,503
当期純利益				－		45,457	45,457
自己株式の取得				－			－
自己株式の処分			0	0			－
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)				－			－
事業年度中の変動額合計	－	－	0	0	－	25,954	25,954
2022年3月31日残高	57,500	7,500	0	7,500	6,875	317,110	323,985

	株 主 資 本		評価・換算 差 額 等	純資産合計
	自己株式	株 主 資 本 計	その他有価証券 評価差額金	
2021年4月1日残高	百万円 △31,353	百万円 334,417	百万円 3,613	百万円 338,031
会計方針の変更による累積的影響額		△2,739		△2,739
会計方針の変更を反映した当期首残高	△31,353	331,678	3,613	335,292
事業年度中の変動額				
剰余金の配当		△19,503		△19,503
当期純利益		45,457		45,457
自己株式の取得	△3,087	△3,087		△3,087
自己株式の処分	108	108		108
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)		－	△1,779	△1,779
事業年度中の変動額合計	△2,979	22,975	△1,779	21,196
2022年3月31日残高	△34,333	354,653	1,834	356,487

個 別 注 記 表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産

未成工事支出金、販売用不動産、不動産事業支出金

個別法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

なお、販売用不動産のうち賃貸に供している物件については、有形固定資産に準じて減価償却を行っている。

材料

移動平均法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

貯蔵品

個別法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 (リース資産を除く)

定率法 (ただし、1998年4月1日以降に取得した建物 (建物附属設備を除く) 並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法) によっている。

(2) 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法によっている。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法によっている。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用している。

また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売掛債権、その他これに準ずる債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

(2) 完成工事補償引当金

完成工事高として計上した工事に係る瑕疵についてその引渡し後において、自己の負担により無償で補修すべき場合の費用支出に備えるため、補修費用の見積額に基づき計上している。

(3) 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当期末における未引渡工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることができる工事について、損失見込額を計上している。

(4) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上している。

(5) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上している。

(6) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり退職給付見込額を当期末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間（16～18年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理することとしている。

(7) 株式給付引当金

株式給付規定に基づく当社株式の給付に備えるため、当期末における株式給付債務の見込額に基づき計上している。

(8) 役員株式給付引当金

役員株式給付規定に基づく当社株式の給付に備えるため、当期末における株式給付債務の見込額に基づき計上している。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点は以下のとおりである。なお、当社は新規の住宅供給等を主なマーケットとし、マンション等の企画・設計から施工までを行う総合建設業を営んでおり、主な収益を以下のとおり認識している。

(建設工事等)

当該履行義務は、請負工事を進めるにつれて物件の価値が増加し顧客が当該資産を支配することから、一定期間にわたり充足される履行義務であり、工事の進捗度に応じて収益を認識している。なお、進捗度の測定は、発生原価に基づくインプット法によっている。取引価格は請負工事契約により決定され、対価は契約に定められた時期に段階的に受領している。

ただし、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については、完全に履行義務が充足した時点で収益を認識している。

(設計監理)

設計業務の履行義務は、顧客に対しての成果物納品であり、当該業務が完了した時点で収益を認識している。取引価格は業務委託契約により決定され、対価は契約に定められた時期に受領している。

監理業務の履行義務は、顧客に対して契約期間にわたり建設工事に関連する監理業務を提供することであり、契約期間に応じて収益を認識している。取引価格は業務委託契約により決定され、対価は契約に定められた時期に受領している。

(不動産販売等)

当該履行義務は、不動産売買取引が完了する一時点で充足する履行義務であり、当該時点において収益を認識している。取引価格は顧客との契約により決定しており、対価は当該契約に基づき受領している。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

金利スワップ取引につき、特例処理を採用している。

(2) 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用計上している。

(3) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用している。

(4) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、翌事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなる。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行に合わせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいている。なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)を適用する予定である。

(5) 広告宣伝費等の処理方法

不動産分譲において引渡し前に発生した広告宣伝費等の販売費を販売用不動産等として計上し、引渡

し時に費用処理している。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしている。これにより、主として以下の変更を行った。

補修サービスの提供

完成した工事における補修サービスのうち有償契約に基づき提供しているものについて、従来は引渡し時点までに全額収益を認識していたが、履行義務が時の経過にわたり充足されるため、サービス提供期間に応じて均等按分し、収益を認識することとしている。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用している。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用していない。

当該会計方針の変更による当事業年度の損益に与える影響は軽微である。なお、利益剰余金の当期首残高は2,739百万円減少している。

(時価の算定に関する会計基準等)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしている。なお、計算書類に与える影響は軽微である。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりである。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 一定の期間にわたり履行義務を充足する工事契約に関する収益認識

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

一定の期間にわたり履行義務を充足する完成工事高	400,950百万円
-------------------------	------------

2. 棚卸不動産の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

棚卸不動産評価損	4,697百万円
----------	----------

販売用不動産	119,473百万円
--------	------------

不動産事業支出金	34,976百万円
----------	-----------

3. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失	－百万円
------	------

有形固定資産	110,830百万円
--------	------------

無形固定資産	4,830百万円
--------	----------

なお、上記項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報については、連結注記表「(会計上の見積りに関する注記)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略している。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	10,711百万円
2. 関係会社に対する短期金銭債権	16,192百万円
// 長期金銭債権	140,176百万円
// 短期金銭債務	33,912百万円
// 長期金銭債務	279百万円
3. 担保に供している資産及び担保に係る債務	
連結子会社における短期借入金636百万円に対して、関係会社株式8百万円及び長期貸付金157百万円を担保に供している。	
4. 保証債務等	
保証債務	
執行停止保証	
(※) HASEKO (Hawaii), Inc. 他8社	3,060百万円
保証金等返還債務	
(※) (株)長谷工シニアウェルデザイン	496百万円
	3,555百万円
(※) 内、関係会社分	3,555百万円
5. 退職給付債務に関する事項	
退職給付債務	△32,528百万円
年金資産	44,764百万円
未積立退職給付債務	12,236百万円
未認識数理計算上の差異	4,862百万円
前払年金費用	17,098百万円
6. 記載金額の百万円未満は四捨五入して表示している。	

損益計算書に関する注記

- | | |
|-----------------------------|------------|
| 1. 一定の期間にわたり履行義務を充足する完成工事高 | 400,950百万円 |
| 2. 関係会社との取引高 | |
| 売 上 高 | 47,020百万円 |
| 仕 入 高 | 84,414百万円 |
| 販売費及び一般管理費 | 5,009百万円 |
| 営業取引以外の取引高 | 11,085百万円 |
| 3. 記載金額の百万円未満は四捨五入して表示している。 | |

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 自己株式の種類及び総数

	当期首 株式数	当期 増加株式数	当期 減少株式数	当期末 株式数
普通株式	24,231,920株	1,993,975株	77,720株	26,148,175株

(注) 1. 当期首の自己株式数には、「株式給付信託（ＢＢＴ）」及び「株式給付型ＥＳＯＰ」の信託財産として所有する当社株式が3,043,700株、当期末の自己株式数には、「株式給付信託（ＢＢＴ）」及び「株式給付型ＥＳＯＰ」の信託財産として所有する当社株式が2,966,300株含まれている。

2. 普通株式の自己株式の増加1,993,975株は、主に取締役会決議による自己株式の取得1,990,400株によるものである。

3. 普通株式の自己株式の減少77,720株は、主に「株式給付信託（ＢＢＴ）」及び「株式給付型ＥＳＯＰ」の信託財産として所有する当社株式の給付等77,400株によるものである。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	166百万円
未払事業税	571百万円
完成工事補償引当金	1,379百万円
賞与引当金	800百万円
販売用不動産等評価損	3,368百万円
減損損失	517百万円
投資有価証券評価損	3,737百万円
株式給付引当金	618百万円
会計方針の変更による累積的影響額	1,015百万円
その他	3,185百万円
繰延税金資産小計	15,355百万円
評価性引当額	△8,529百万円
繰延税金資産合計	6,826百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	412百万円
前払年金費用	5,235百万円
その他	891百万円
繰延税金負債合計	6,538百万円
繰延税金負債の純額	288百万円

(注)「販売用不動産等評価損」には、保有目的の変更により流動資産から固定資産へ振替えた不動産に係るものが400百万円含まれている。

関連当事者との取引に関する注記

子会社

属性	会社等の 名称	議決権等の 所有	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	不二建設(株)	所有 直接100%	資金の借入 役員の兼任	資金の借入 (注1)	20,000	短期借入金	—
				資金の返済	20,000	—	—
子会社	(株)ハセック	所有 直接100%	建築資材等 の購入及び 工事の外注 役員の兼任	建築資材等 の購入及び 工事の外注 (注2)	60,792	電子記録債 務 工事未払金	15,692 9,401
子会社	(株)長谷工 シニアウェル デザイン	所有 直接100%	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 (注3)	2,300	短期貸付金	2,000
				資金の回収	9,400	—	—
子会社	(株)長谷工 リフォーム	所有 間接100%	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 (注3)	31,100	長期貸付金	—
				資金の回収	32,100	—	—
子会社	(株)長谷工 ライブネット	所有 間接100%	資金の借入 役員の兼任	資金の借入 (注1)	47,400	短期借入金	—
				資金の返済	47,400	—	—
子会社	(株)長谷工 アーベスト	所有 間接100%	資金の借入 役員の兼任	資金の借入 (注1)	34,400	短期借入金	—
				資金の返済	34,400	—	—
子会社	(株)長谷工 不動産	所有 間接100%	資金の貸付	資金の貸付 (注3)	34,670	長期貸付金	59,469
				資金の回収	16,600	—	—
子会社	総合地所(株)	所有 間接100%	資金の貸付	資金の貸付 (注3)	26,839	長期貸付金	62,312
				資金の回収	42,000	—	—

取引条件及び取引条件の決定方法

- (注) 1. 資金の借入については、市場金利と経営状況を勘案して利率を合理的に決定している。
2. 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して、価格交渉の上で決定している。
3. 資金の貸付については、市場金利と経営状況を勘案して利率を合理的に決定している。
4. 取引金額には消費税等は含めていない。期末残高には消費税等は含めている。

1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,297円99銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 165円44銭 |

重要な後発事象に関する注記

該当なし。

第105期 計算書類に係る附属明細書

(自 2021年 4月 1日)
(自 2022年 3月 31日)

株式会社 長谷エコーポレーション

1. 有形固定資産および無形固定資産の明細

(単位：百万円)

区分	資産の種類	期首帳簿 価 額	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	当期償却 額	期末帳簿 価 額	減価償却 累 計 額	期末取得 原 価
有形 固定 資産	建物・構築物	33,258	9,938	7,288 (－)	1,621	34,287	6,902	41,189
	機械	840	40	19 (－)	118	742	942	1,683
	工具器具・ 備品	1,183	424	33 (－)	381	1,193	2,721	3,914
	土地	72,044	5,531	7,346 (－)	－	70,229	－	70,229
	リース資産	123	17	0 (－)	50	91	147	238
	建設仮勘定	5,361	14,888	15,961 (－)	－	4,287	－	4,287
	計	112,809	30,838	30,647 (－)	2,170	110,830	10,711	121,541
無形 固定 資産	借地権	26	－	－ (－)	－	26		
	ソフトウェア	3,732	1,476	－ (－)	1,068	4,140		
	無形固定資産 仮勘定	658	1,452	1,476 (－)	－	634		
	その他	6	27	2 (－)	1	30		
	計	4,422	2,956	1,479 (－)	1,069	4,830		

(注) 当期減少額のうち、()内は内書きで減損損失の計上額である。

2. 引当金の明細

(単位：百万円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
貸 倒 引 当 金	743	13	—	12	744
完成工事補償引当金	3,658	4,341	276	3,221	4,502
工 事 損 失 引 当 金	104	353	97	—	360
賞 与 引 当 金	2,161	2,276	2,161	—	2,276
役 員 賞 与 引 当 金	127	157	127	—	157
株 式 給 付 引 当 金	1,655	404	41	0	2,018
役員株式給付引当金	117	45	—	—	162

(注) 貸倒引当金及び完成工事補償引当金の当期減少額の「その他」は債権の回収及び洗替による戻入額である。
株式給付引当金の当期減少額の「その他」は自己都合退職者による戻入額である。

3. 販売費および一般管理費の明細

(単位：百万円)

科 目	金 額	摘 要
役 員 報 酬	482	
従 業 員 給 料 手 当	8,774	
賞 与 引 当 金 繰 入 額	957	
役 員 賞 与 引 当 金 繰 入 額	157	
株 式 給 付 引 当 金 繰 入 額	195	
役 員 株 式 給 付 引 当 金 繰 入 額	45	
退 職 給 付 費 用	317	
法 定 福 利 費	1,439	
福 利 厚 生 費	1,286	
修 繕 維 持 費	778	
事 務 用 品 費	810	
通 信 交 通 費	732	
動 力 用 水 光 熱 費	173	
調 査 研 究 費	3,155	
広 告 宣 伝 費	2,346	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	2	
交 際 費	521	
寄 付 金	188	
地 代 家 賃	2,153	
減 価 償 却 費	1,910	
租 税 公 課	3,142	
保 険 料	187	
雑 費	8,648	
計	38,395	

第 105 期

〔 自 2021年 4月 1日 〕
〔 至 2022年 3月31日 〕

事 業 報 告

株式会社 長谷工コーポレーション

(添付書類)

事業報告

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

1-1. 事業の経過及びその成果

(1) 当期の概況

当期における国内経済は、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が緩和される中で、各種政策の効果や海外経済の改善もあって持ち直しの動きがみられますが、ウクライナ情勢等による不透明感がみられ、原材料価格の上昇や金融資本市場の変動等による下振れリスクに十分注意する必要があります。

2021年度のマンションの新規供給戸数は首都圏で3万2,872戸(前期比13.2%増)、近畿圏で1万8,160戸(同11.8%増)となりました。首都圏では3年ぶりに3万戸を上回り、近畿圏でも3年ぶりに前年度を上回りました。供給商品の内容をみると、首都圏、近畿圏共に分譲単価・平均価格の上昇傾向が継続しています。首都圏の分譲単価は953千円/㎡(同5.2%増)、平均価格は6,360万円(同6.1%増)と、1990年度(949千円/㎡・6,214万円)を上回り過去最高値となりました。近畿圏では分譲単価は759千円/㎡(同8.7%増)、平均価格は4,651万円(同11.8%増)となり、分譲単価は過去最高値、平均価格は1991年度(5,464万円)以来の高水準となりました。

このような中、中期経営計画「HASEKO Next Stage Plan (略称：NS計画)」の2年目となる当期につきましては、不動産売上高が大きく伸長したことにより連結売上高は9,097億円を計上するとともに、不動産関連事業において連結子会社の分譲マンションの新規引渡しが順調に進捗し、サービス関連事業においても各社が着実に利益を積み上げた結果、連結経常利益は期初予想であった750億円を上回り、819億円となりました。

当期における業績は、当社における完成工事高が減少したものの、当社における建築受注用地の取扱量増加及び連結子会社における不動産の取扱量増加により売上高は9,097億円(同12.4%増)、主に不動産利益の増加により営業利益は827億円(同13.4%増)、経常利益は819億円(同14.0%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は545億円(同12.9%増)の増収増益となりました。営業利益率は9.1%(同0.1ポイント増)、経常利益率は9.0%(同0.1ポイント増)となりました。

(2) 事業セグメント別の状況

建設関連事業

建築工事では、当社の土地情報収集力や商品企画力、施工品質や工期遵守に対する姿勢、効率的な生産体制等について事業主から評価を頂いている中、施工中物件の原価低減努力等もあり、当期の完成工事総利益率は改善しました。

分譲マンション新築工事の受注は、首都圏で200戸以上の大規模物件15件を含む64件、近畿圏・東海圏で200戸以上の大規模物件8件を含む27件、合計で91件となりました。また、分譲マンション以外の工事として、賃貸住宅等15件を受注いたしました。

完成工事につきましては、賃貸住宅等9件を含む計104件が竣工いたしました。

当セグメントにおいては、売上高は6,008億円（前期比7.9%増）となりました。

不動産関連事業

連結子会社において分譲マンションの新規引渡し及び完成在庫の販売が順調に進捗したことにより、当セグメントにおいては、売上高は1,073億円（前期比46.6%増）となりました。

サービス関連事業

大規模修繕工事・インテリアリフォームでは、前期の新型コロナウイルス感染症による営業活動自粛の反動で修繕工事の施工量が増加し、増収増益となりました。

賃貸マンション運営管理・社宅管理代行では、新規受託の順調な推移や継続的な受託により、運営管理戸数は両事業合計174,951戸（前期末比3.4%増）となりました。

新築マンションの販売受託では、首都圏での販売が好調だったこともあり、引渡戸数が増加しました。

不動産流通仲介では、仲介の取扱件数・リノベーション事業の販売戸数ともに増加しました。

分譲マンション管理では、新規受託が堅調に推移し管理戸数は419,060戸（同2.1%増）となりました。

シニアサービスでは、有料老人ホーム・高齢者向け住宅の入居が進捗したことにより、稼働数は2,297戸（同0.7%増）となりました。

当セグメントにおいては、売上高は2,016億円（前期比12.8%増）となりました。

海外関連事業

ハワイ州オアフ島において、不動産売上高が減少しました。引き続き、新規の戸建分譲事業及び商業施設の開発を進めております。当セグメントにおいては、売上高は0億円

(前期は売上高7億円)、資産の使用可能性の見直しに伴い一部資産を一括で費用計上した影響により、営業損失は43億円(前期は営業損失11億円)となりました。

(3) 当社単独の受注高、売上高及び繰越高の状況

(単位：百万円)

区 分		前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
建設	民間分譲マンション	521,859	374,470	365,064	531,264
	賃貸マンション・社宅等	43,909	53,008	16,453	80,464
	非 住 宅	14,338	10,513	14,829	10,021
	そ の 他	8,520	16,562	9,612	15,470
	工 事 計	588,626	454,552	405,959	637,219
	業 務 受 託	3,748	6,477	5,155	5,070
計		592,374	461,029	411,113	642,289
設計監理		14,144	11,285	12,146	13,283
小 計		606,518	472,314	423,260	655,573
不 動 産		—	—	201,986	—
貸 室 営 業		—	—	5,613	—
合 計		—	—	630,859	—

(注) 「収益認識に関する会計基準」等の適用に伴い、一部契約について収益の認識時点を変更した影響により、民間分譲マンションの前期繰越高は前期の次期繰越高より増加しております。

1-2. 資金調達等についての状況

(1) 資金調達

当社グループの主な資金調達につきましては、取引金融機関から総額500億円の長期借入金調達を行いました。

また、取引金融機関と設定している総額630億円のコミットメントライン契約につきましては、最終返済期限が2025年4月となる契約期限の延長をいたしました。

(2) 設備投資の状況

当期において実施した当社グループの設備投資の総額は265億円であり、セグメント別の状況は以下のとおりであります。

建設関連事業においては、事業用資産の取得及び開発を中心に9億円の投資を行いました。

不動産関連事業においては、賃貸用不動産の取得及び建設を中心に173億円の投資を行いました。

サービス関連事業においては、事業用資産の取得及び開発を中心に28億円の投資を行いました。

海外関連事業においては、商業施設の開発を中心に53億円の投資を行いました。

また、所要資金は、自己資金によっております。

1-3. 財産及び損益の状況
企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 102 期 (2019年 3 月 期)	第 103 期 (2020年 3 月 期)	第 104 期 (2021年 3 月 期)	第 105 期 (2022年 3 月 期)
売 上 (百万円) 高	890,981	846,029	809,438	909,708
経 常 利 益 (百万円)	100,369	85,253	71,832	81,871
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	87,391	59,851	48,258	54,490
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	293.87	201.36	168.62	198.32
総 資 産 (百万円)	773,219	799,319	953,659	1,081,907
純 資 産 (百万円)	368,051	387,682	394,365	417,667
1 株 当 た り 純 資 産 (円)	1,234.13	1,323.51	1,425.93	1,520.73

当社の財産及び損益の状況

区 分	第 102 期 (2019年 3 月 期)	第 103 期 (2020年 3 月 期)	第 104 期 (2021年 3 月 期)	第 105 期 (2022年 3 月 期)
受 注 (百万円) 高	485,477	471,749	430,310	472,314
売 上 (百万円) 高	652,331	614,076	563,346	630,859
経 常 利 益 (百万円)	83,059	88,820	64,553	64,175
当 期 純 利 益 (百万円)	57,572	67,191	47,185	45,457
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	193.60	226.06	164.87	165.44
総 資 産 (百万円)	599,053	649,002	792,444	888,509
純 資 産 (百万円)	303,081	332,563	338,031	356,487
1 株 当 た り 純 資 産 (円)	1,019.16	1,135.35	1,222.26	1,297.99

- (注) 1. 記載金額は単位未満を四捨五入して表示しております。また、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産は小数点以下第3位を四捨五入して表示しております。
2. 当社は、「株式給付信託（BBT）」及び「株式給付型ESOP」制度を導入しております。企業集団及び当社における1株当たり当期純利益は、「株式給付信託（BBT）」及び「株式給付型ESOP」の信託財産として所有する当社株式を、その算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
3. 企業集団及び当社における1株当たり純資産は「株式給付信託（BBT）」及び「株式給付型ESOP」の信託財産として所有する当社株式を、その算定上、期末株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

1-4. 対処すべき課題

我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症の影響による厳しい状況が緩和され、経済社会活動が正常化に向かうなか、ウクライナ情勢等による不透明感がみられ、原材料価格や金融資本市場の変動等についても留意していく必要があります。建設業界においても、資材・労務費の高騰、建設技能労働者の減少、脱炭素社会への取組み、働き方改革への対応等、多くの課題を抱えており、今後の動向を注視していく必要があります。

2021年度のマンション市場においては、新規供給戸数は首都圏、近畿圏共に回復に転じ、首都圏では3万2,872戸と3年ぶりに3万戸を上回り、近畿圏では1万8,160戸と3年ぶりに前年度を上回りました。2022年度の新規供給戸数については、首都圏、近畿圏共に供給能力が高水準であることから、首都圏では2021年度を上回り、近畿圏では2021年度並と思われる。また、首都圏、近畿圏共にマンション価格の上昇傾向が継続し、2021年度の平均価格は首都圏では6,360万円と過去最高値となり、近畿圏でも4,651万円と1991年度(5,464万円)以来の高水準となりました。

2021年度の販売状況はマンション価格が上昇したものの、住宅取得環境が好環境で推移したこと、在宅勤務の普及等もあり住宅に対する意識が変化し、購入意欲も改善したことにより、順調に推移しました。2022年度も住宅取得環境は好環境が継続することから順調に推移すると思われます。

当社グループは、2021年3月期より開始した「長谷工グループ長期ビジョン」ならびに中期経営計画「H A S E K O N e x t S t a g e P l a n（略称：N S計画）」の2年目となる2022年3月期において、建設関連事業においては当社の土地情報収集力や商品企画力、施工品質や工期遵守に対する姿勢、効率的な生産体制等についてお客様や事業主様から評価を頂くなか、N S計画で掲げた超高層マンション・非住宅分野での受注拡大や資材・労務費の高騰等の影響を受けましたが、施工中物件の原価低減努力等もあり、完成工事総利益率は改善しました。不動産関連事業においては連結子会社の分譲マンションの新規引渡しが順調に進捗し、サービス関連事業においては販売会社の業績が好調に推移し、新型コロナウイルス感染症の大きな影響を受けていた分譲マンション管理事業や大規模修繕等のリフォーム事業も回復傾向が顕著となり、着実に利益を積み重ねることができました。その結果、連結経常利益は期初予想であった750億円を上回り、819億円となりました。

新型コロナウイルス感染症により生じた消費者ニーズの変化・多様化、気候変動・E S Gへの取組みなど、当社を取り巻く事業環境は大きく変化しており、当社グループにおいても脱炭素社会への貢献をより具体化するために、2021年12月に長谷工グループ気候変動対応方針「HASEKO ZERO - Emission」を制定いたしました。建設現場の使用電力100%再生可能エネルギー化推進や、環境負荷を低減する施工技術の開発・導入、ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）をはじめとする省エネ化提案など、事業を通じた課題解決に当社グループ全体で取組み、企業価値向上を目指し持続可能な社会の実現に貢献してまいります。また、人権尊重の考え方を明確にするとともに、企業として人権尊重責任を果たしていくために、2022年1月に「長谷工グループ人権方針」を制定いたしました。引き続き、社会課題の解決に取組みつつ、N S計画の重点戦略と位置付けたコア事業の競争力の強化や不動産関連事業の投資拡大、将来の成長に向けた取組みについて、成長戦略投資を実施してまいります。また、強固な財務基盤を維持しつつ株主還元の拡充を図り、資本効率性をより意識した経営に努め、2025年3月期に連結経常利益1,000億円を達成すべく取組んでまいります。

◇長谷工グループ長期ビジョン ～2030年3月期に目指す姿～

●目指す姿

少子化・高齢化、人口減少、都市のコンパクト化、災害、建築物の老朽化、環境配慮・省エネルギー、コミュニティ形成などの社会情勢の変化に対応し、当社の企業理念である「都市と人間の最適な生活環境を創造し、社会に貢献する。」を具体的に実現する為、分譲マンションを中心に、賃貸・高齢者住宅や商業・介護・子育て・健康・医療・教育等を組み合わせ、ハード・ソフト両面から「住まいと暮らしの創造企業グループ」における更なる飛躍を目指す。

●目指す姿の実現に向けた事業戦略

- ①事業領域の拡大（事業エリア、建築メニュー）
- ②安定収益分野と成長分野へのバランスの取れた戦略投資
- ③サービス関連事業の拡大に向けて、デジタル技術などの先進技術等を積極活用し、新たな事業モデルによる商品・サービスの競争力強化および労働生産性の向上
- ④新たな事業分野への挑戦

●目指す利益水準

連結経常利益 1,500億円

◇中期経営計画 概要

●計画名称

「HASEKO Next Stage Plan（略称：NS計画）」

～次なるステージへの成長を目指して～

●計画期間

2021年3月期～2025年3月期の5期間

●数値目標

2025年3月期 連結経常利益 1,000億円

2025年3月期 連結子会社経常利益 300億円以上

2021年3月期～2025年3月期 5期合計連結経常利益 4,000億円

●基本方針

1. 新規の住宅供給等を主なマーケットとする建設関連事業と既存の住宅関連等を中心とするサービス関連事業の両方に軸足をおく経営の強化
2. グループ連携を深化させ、都市居住生活者の信頼に応える企業体の実現
3. 安全・安心で快適な住まいと都市環境を提供
4. 成長戦略投資による安定した収益基盤の構築
5. 強固な財務基盤の維持と株主還元の拡充
6. 中長期的な視点を踏まえた新たな取組みへの挑戦

7. C S R 経営の確立に向け注力

●重点戦略

【1】コア事業の競争力強化

(1) 建設関連事業の領域拡大

- ①超高層マンションの施工拡大等により、分譲マンション建設での優位性を維持・強化
- ②賃貸マンション、学生・シニア向けマンション、寮・社宅、ホテル、オフィス、物流施設など分譲マンション以外での建設受注拡大
- ③B I M及びその他のI C T関連技術の活用による工期短縮・コスト競争力の強化
- ④環境配慮技術・I o Tを活用した商品開発

(2) 再開発・建替事業の拡大・コンパクトシティ化への対応

(3) サービス関連事業の継続強化

- ①事業エリアを大都市圏から地方主要都市へと拡大
- ②先進技術導入による事業モデルの再構築

【2】不動産関連事業の投資拡大

(1) マンション分譲事業の事業エリア拡大

(2) 賃貸不動産の保有・開発事業の展開

- ①安定収益源の底上げを目的とした賃貸不動産の保有
- ②私募R E I T創設による開発案件の多様化、新たな収益源の確保

【3】将来の成長に向けた取組み

(1) デジタルトランスフォーメーション（D X）の具現化に向けた投資

- ①A I、センサー、通信、ロボット等の最新のI T関連技術を活用し、各種メーカー、ベンチャー企業、大学、研究機関等、外部との連携を行い、デジタルトランスフォーメーションの推進

(2) 価値創生部門による先進技術導入に向けた投資

- ①サービス関連事業を中心に、既存ビジネスの生産性の抜本的な改革
- ②先進技術を積極的に活用した新たな事業モデルの創生

(3) 海外事業への投資

- ①米国（ハワイ）における収益基盤の再確立
- ②東南アジアにおける設計・施工生産体制の確立
- ③不動産開発プロジェクトへの参画

(4) 新規投資

- ①時代のニーズに合わせた住まい方の提案、新商品、新サービスの開発
- ②既存事業のサービス向上や成長性のある事業領域拡大を重点対象としたM & Aの実施

(5) 人的資産への投資

- ①成長戦略の基盤となる自律型の人材・組織づくり
- ②人材の多様性と社員一人ひとりの働きがいを引き出す環境づくり
- ③新たな価値を生み出す、イノベーター人材・グローバルに活躍する人材の育成
- ④社員の挑戦を後押しするメリハリのある処遇

【4】投資計画

5か年合計投資額 2,400億円

- (1) 分譲事業 500億円
- (2) 賃貸不動産の保有・開発事業 700億円
- (3) 海外事業 600億円
- (4) 先進技術投資 200億円
- (5) 新規事業、M&A等 400億円

【5】財務戦略・株主還元

- (1) 強固な財務基盤を維持しつつ、成長戦略投資の加速と株主還元の拡充
- (2) 安定的な配当の継続実施。加えて、自己株式の取得は、経営環境、成長投資機会、当社株
価水準や資本効率向上等を踏まえ柔軟に対応

<株主還元方針>

- ① 1株当たり年間配当金の下限を70円と設定（2022年3月期の配当から80円に変更しま
す）
- ② 5期合計の親会社株主に帰属する当期純利益に対して、総還元性向40%程度と設定

【6】C S R経営への取組み

- (1) 事業を通じた課題解決によって「社会価値の創造」と「グループの成長」を両立させ、企
業価値向上を実現
- (2) 長期的な成長を図るうえで重要なE S G要素と当社グループの強みをC S R取組みテーマ
に取り纏め、C S Rの目指す姿として推進

※なお、将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

1-5. 主要な事業セグメント

(1) 建設関連事業

建築・土木その他建設工事全般に関する請負及び建設事業に附帯する業務受託並びに建築物の企画・設計・監理及びコンサルティング、不動産販売等

(2) 不動産関連事業

不動産分譲、不動産賃貸等

(3) サービス関連事業

不動産賃貸、建物管理、賃貸管理、シニアサービス、印刷関連事業、販売受託、流通仲介、リノベーション等

(4) 海外関連事業

戸建分譲事業等

1-6. 主要拠点等

(1) 主要な営業所

当 社

本社：東京都港区芝二丁目32番1号
関西：大阪市中央区平野町一丁目5番7号

横浜支店、名古屋支店、京都支店、
九州・沖縄事業部（福岡市博多区）

不二建設(株)

本社（東京都港区）、東京支社（東京都港区）、
関西支社（大阪市中央区）

(株)ハセック

本社（東京都港区）、関西支店（大阪市中央区）

(株)フォリス

本社（東京都江東区）

(株)細田工務店

本社（東京都杉並区）

(株)長谷工不動産

本社（東京都港区）、大阪支店、
九州・沖縄支店（福岡市博多区）

総合地所(株)

本社（東京都港区）、大阪支店、名古屋支店

(株)長谷工ホーム

本社（東京都杉並区）

(株)長谷工アネシス

本社（東京都港区）

(株)長谷工リフォーム

本社（東京都港区）

(株)長谷工ライブネット

本社（東京都港区）、関西支社（大阪市中央区）、
名古屋支店

(株)長谷工ビジネスプロクシー

本社（東京都港区）、関西支店（大阪市中央区）

(株)長谷工アーベスト

本社（東京都港区）、関西支社（大阪市中央区）、
名古屋支店、九州支店（福岡市中央区）

(株)長谷工リアルエステート

本社（東京都港区）、関西支社（大阪市中央区）

(株)長谷工インテック	本社 (東京都港区)
(株)長谷工システムズ	本社 (東京都港区)
(株)長谷工コミュニティ	本社 (東京都港区)、関西 (大阪市中心部)
(株)長谷工コミュニティ九州	本社 (福岡市博多区)
(株)長谷工コミュニティ西日本	本社 (大阪市中心部)
(株)長谷工コミュニティ沖縄	本社 (沖縄県那覇市)
(株)ジョイント・プロパティ	本社 (東京都港区)
(株)長谷工シニアウェルデザイン	本社 (東京都港区)

(2) 従業員の状況

事業の種類別セグメントの名称	従業員数	前期末比増減
建設関連事業	2,930名	-9名
不動産関連事業	214	+13
サービス関連事業	4,273	+39
海外関連事業	43	+2
合計	7,460	+45

- (注) 1. 従業員数は就業人員数を記載しております。
2. 上記のうち、当社の従業員数は2,433名であります。

1-7. 重要な子会社の状況

名 称	出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
	%	
不 二 建 設 (株)	100	総合建設業
(株) ハ セ ッ ク	100	建築資材・機器の販売・代理店業務
(株) フ ォ リ ス	100	内装インテリアの製造・販売
(株) 細 田 工 務 店	100	戸建て住宅の施工・分譲
(株) H C 勝 島 町 住 宅	90 (10)	〔財務省公務員宿舍勝島町住宅事業〕における事業主
(株) 長谷工不動産ホールディングス	100	マンションの分譲、マンション分譲事業の統括
(株) 長 谷 工 不 動 産	100 (100)	マンションの分譲
総 合 地 所 (株)	100 (100)	マンションと戸建て住宅の分譲
(株) 長 谷 工 ホ ー ム	100	戸建て住宅の分譲
(株) 長 谷 工 ア ネ シ ス	100	サービス関連事業会社の統括
(株) 長 谷 工 リ フ ォ ー ム	100 (100)	マンションの大規模修繕、内装リフォーム
(株) 長 谷 工 ラ イ ブ ネ ッ ト	100 (100)	賃貸マンションの管理・仲介
(株) 長谷工ビジネスプロクシー	100 (100)	社宅管理代行
(株) 長 谷 工 ア ー ベ ス ト	100 (100)	新築分譲マンションの販売受託
(株) 長谷工リアルエステート	100 (100)	不動産の仲介・リノベーション
(株) 長 谷 工 イ ン テ ッ ク	100 (100)	インテリア商品の販売
(株) 長 谷 工 シ ス テ ム ズ	100 (100)	印刷、オフィス用品レンタル
(株) 長谷工管理ホールディングス	100	分譲マンション管理事業の統括
(株) 長 谷 工 コ ミ ュ ニ テ ィ	100 (100)	分譲マンションの管理・修繕
(株) 長谷工コミュニティ九州	100 (100)	分譲マンションの管理・修繕
(株) 長谷工コミュニティ西日本	100 (100)	分譲マンションの管理・修繕
(株) 長谷工コミュニティ沖縄	100 (100)	分譲マンションの管理・修繕
(株) ジョイント・プロパティ	100 (100)	賃貸マンションの管理
(株) 長谷工シニアウェルデザイン	100	有料老人ホームの運営・介護保険事業
HASEKO America, Inc.	100	ハワイにおける宅地建物取引業

(注) 出資比率の（ ）内は、間接所有割合で内数であります。

上記の重要な連結子会社25社を含む連結子会社は64社、持分法適用関連会社は3社であります。当期においては、売上高9,097億円（前期比12.4%増）、経常利益819億円（同14.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益545億円（同12.9%増）となりました。

1-8. 主要な借入先及び借入額

借入先	借入金残高
	百万円
株式会社りそな銀行	53,270
株式会社みずほ銀行	53,270
三井住友信託銀行株式会社	38,807
株式会社三井住友銀行	38,430
みずほ信託銀行株式会社	12,250
株式会社三菱UFJ銀行	11,900

(注) 取引金融機関（株式会社りそな銀行、株式会社みずほ銀行、三井住友信託銀行株式会社、株式会社三井住友銀行、株式会社三菱UFJ銀行）と総額630億円のシンジケーション方式によるコミットメントライン契約を締結しております。なお、当期末における借入実行残高はございません。

Ⅱ. 株式に関する事項

2-1. 発行可能株式総数

420,000,000株

2-2. 発行済株式の総数

277,612,522株（自己株式23,181,875株を除く）

2-3. 株主数

50,399名

2-4. 大株主の状況

株 主 名	持株数	持株比率
	千株	%
いちごトラスト・パーティーイー・リミテッド	53,185	19.15
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	37,954	13.67
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	21,057	7.58
株式会社りそな銀行	12,609	4.54
住友不動産株式会社	9,916	3.57
長谷工グループ従業員持株会	8,655	3.11
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	4,396	1.58
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	4,160	1.49
BNYM TREATY DTT 15	3,925	1.41
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	3,775	1.35

- (注) 1. 持株数は単位未満を、持株比率は小数点以下第3位を、それぞれ切り捨てて表示しております。
2. 当社は、自己株式23,181,875株を保有しておりますが、上記大株主の状況から除いており、持株比率についても、自己株式23,181,875株を控除して計算しております。なお、自己株式23,181,875株には「株式給付信託（B B T）」及び「株式給付型E S O P」の信託財産として所有する当社株式2,966,300株は含まれておりません。
3. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社及び株式会社日本カストディ銀行の持株数は、全て信託持分となっております。

2-5. 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社が、当事業年度中に職務執行の対価として当社の役員に対し交付した株式はありません。

2-6. その他株式に関する重要な事項

当社は、2021年2月26日の当社取締役会決議に基づき、2021年4月1日から2021年5月14日までの間、東京証券取引所における市場買付により、1,990,400株の自己株式を総額3,081,942,900円で取得いたしました。

Ⅲ. 会社役員に関する事項

3-1. 取締役及び監査役の状況（2022年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当	重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役 会 長	辻 範 明		
代表取締役 社 長	池 上 一 夫		
取 締 役 副社長執行役員	谷 淳 一	関 西 代 表	(株)長谷工管理ホールディングス 取締役 (株)長谷工不動産ホールディングス 取締役 (株)長谷工ライブネット 取締役 (株)長谷工アーベスト 取締役 (株)長谷工リアルエステート 取締役
代表取締役 副社長執行役員	谷 信 弘	営業管掌 兼 グループ 管理・賃貸・流通事業 管掌	(株)長谷工管理ホールディングス 取締役 (株)長谷工ライブネット 取締役 (株)長谷工リアルエステート 取締役
取 締 役 専務執行役員	村 川 俊 之	建設部門管掌 兼 グル ープ建設関連事業管掌	不二建設(株) 取締役 (株)フォリス 取締役 (株)ハセック 取締役 (株)長谷工ナヴィエ 取締役 (株)長谷工リフォーム 取締役
取 締 役 専務執行役員	檜 岡 祥 之	経営管理部門 財務・ 経理・ＩＲ管掌	(株)長谷工アネシス 代表取締役社長 (株)デベロップジャパン 取締役
取 締 役 常務執行役員	古 泉 正 人	関 西 建 設 部 門 担 当	(株)ハセック 取締役 (株)長谷工テクノ 取締役 旭環境設計(株) 取締役 (株)長谷工リフォーム 取締役
取 締 役 常務執行役員	熊 野 聡	営業部門・開発推進部 門管掌 兼 関西営業部 門 中四国不動産営業 担当 兼 グループ分 譲・販売・シニア事業 管掌	(株)長谷工不動産ホールディングス 取締役 (株)長谷工シニアウェルデザイン 取締役 (株)長谷工アーベスト 取締役
取 締 役	一 村 一 彦		
取 締 役	小 神 正 志		

地 位	氏 名	担 当	重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役	長 崎 真 美		石井法律事務所 弁護士 パートナー 東京都建設工事紛争審査会 特別委員 東京地方裁判所 民事調停委員 本多通信工業(株) 社外監査役
取 締 役	小 椋 敏 勝		(一社)情報通信設備協会 会長
取 締 役	藤 井 晋 介		三井物産(株) 顧問
常勤監査役	近 山 隆 久		
常勤監査役	田 熊 宏 之		
監 査 役	福 井 義 高		青山学院大学大学院 教授
監 査 役	磯 田 光 男		弁護士法人三宅法律事務所 弁護士 パートナー (株)モリタホールディングス 社外取締役
監 査 役	飯 島 信 幸		産業能率大学 教授

- (注) 1. 2021年6月29日開催の第104期定時株主総会において、あらたに取締役として藤井晋介並びに監査役として飯島信幸が選任され、就任いたしました。
2. 同定時株主総会終結の時をもって取締役高橋修並びに監査役池上健が退任いたしました。
3. 取締役一村一彦、小神正志、長崎真美、小椋敏勝及び藤井晋介は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
4. 監査役福井義高、磯田光男及び飯島信幸は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
5. 当社は、社外取締役一村一彦、小神正志、長崎真美、小椋敏勝及び藤井晋介並びに社外監査役福井義高、磯田光男及び飯島信幸を東京証券取引所が定める「独立役員」として、同取引所に対して届け出を行っております。
6. 監査役近山隆久は、35年間当社及び当社子会社の経理業務を担当しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 監査役福井義高は、青山学院大学大学院の会計制度・情報の経済分析の教授であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
8. 監査役飯島信幸は、税理士の資格を有し、産業能率大学の租税法の教授であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
9. 代表取締役会長辻範明は、2022年3月31日付で代表取締役を退任し、2022年4月1日付で取締役会長に就任しております。
10. 取締役谷淳一は、2022年4月1日付で代表取締役副社長執行役員に就任しております。
11. 取締役村川俊之は、2022年4月1日付で取締役副社長執行役員に就任しております。
12. 取締役村川俊之は、2022年3月31日付で(株)フォリス、(株)ハセック及び(株)長谷工ナヴィエの取締役をそれぞれ退任しております。
13. 取締役小椋敏勝は、2022年6月22日付で日本郵便(株)の社外取締役に、2022年6月29日付で空港施設(株)の社外取締役にそれぞれ就任する予定であります。
14. 当社と三井物産(株)との取引は、連結売上高の1%以下であります。なお、石井法律事務所、本多通信工業(株)、(一社)情報通信設備協会、青山学院大学及び同大学大学院、弁護士法人三宅法律事務所、(株)モリタホールディングス、産業能率大学、日本郵便(株)及び空港施設(株)の間には開示すべき関係はありません。

15. 当社は執行役員制度を導入しており、2022年4月1日現在の執行役員は次のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
副社長執行役員	谷 淳 一	関西代表
副社長執行役員	谷 信 弘	営業管掌 兼 グループ管理・賃貸・流通事業管掌
副社長執行役員	村 川 俊 之	建設部門管掌 兼 グループ建設関連事業管掌
専務執行役員	鶴 田 高 士	技術推進部門管掌
専務執行役員	檜 岡 祥 之	経営管理部門 財務・経理・I R 管掌
専務執行役員	高 橋 勝 英	都市開発部門担当
専務執行役員	三 森 国 吉	建設部門 施工管理・C S 促進・設備担当
常務執行役員	古 泉 正 人	関西建設部門担当
常務執行役員	山 本 三 里	建設部門 技術担当
常務執行役員	熊 野 聡	営業部門・開発推進部門管掌 兼 東海営業部門・関西営業部門 中四国不動産営業担当 兼 グループ分譲・販売・シニア事業管掌
常務執行役員	山 口 徹	営業部門 第一・第二・第三事業部・横浜支店管掌
常務執行役員	辰 野 敏 彦	経営管理部門 人事・総務・リスク管掌 兼 経営企画・法務・広報・C S R・ミュージアム運営・秘書担当
常務執行役員	布施谷 成 司	設計部門 エンジニアリング事業部長
常務執行役員	田 村 博 仁	都市開発部門 建替・再開発事業部管掌
常務執行役員	三田村 恒 尚	建設部門 購買・積算担当
常務執行役員	濱 田 良 一	経営管理部門 財務・経理・I R 担当
執行役員	山 中 伸 二	関西設計部門 大阪エンジニアリング事業部長
執行役員	熊 谷 直 之	開発推進部門担当
執行役員	大 門 栄 城	都市開発部門 海外事業部・不動産投資事業部担当
執行役員	小田嶋 哲 利	都市開発部門 都市開発事業部・建替・再開発事業部担当
執行役員	久 保 洋 司	関西建設部門 技術担当
執行役員	木 田 良 太	関西開発推進部門担当
執行役員	西 川 典 男	営業企画部門担当
執行役員	金 円 富士雄	関西建設部門 第一・第二・第三施工統括部担当
執行役員	庄 山 裕 彦	建設部門 第一・第二・第三施工統括部担当
執行役員	田 中 活 明	関西営業部門 第一・第二事業部担当
執行役員	金 垣 瑞 木	関西都市開発部門担当
執行役員	堀 井 規 男	設計部門 エンジニアリング事業部 副事業部長

地 位	氏 名	担 当
執行役員	若 林 徹	技術推進部門担当
執行役員	岩 崎 雄一郎	営業部門 第二・第三事業部担当
執行役員	藤 村 正 弘	経営管理部門 人事・総務・リスク担当
執行役員	富 田 敏 史	営業部門 第一事業部・横浜支店担当 兼 第一事業部長

3-2. 当事業年度に係る取締役、監査役の報酬等

(1) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

①決定方針の決定方法

コーポレートガバナンス基本方針において取締役の報酬に関する基本方針を定めております。2021年3月18日の取締役会において、コーポレートガバナンス基本方針の改訂案を決議しており、取締役の報酬は、コーポレートガバナンス基本方針に基づき、全ての独立社外取締役及びその同数以下の代表取締役等にて構成される指名報酬委員会での協議を踏まえ、社長が取締役の報酬支給基準を作成し、取締役会の決議によって決定することとしております。

②決定方針の内容の概要

a 報酬の構成

- ・取締役の報酬は基本報酬（固定報酬）と業績連動報酬にて構成しております。

b 基本報酬

- ・基本報酬は、職位毎に基準額を定め、毎月固定的に支給しております。
- ・職位・職責・在任年数に応じて当社の業績・従業員給与の水準及び他社水準を考慮しながら総合的に勘案し決定しております。

c 業績連動報酬

- ・業績連動報酬は役員賞与及び株式報酬にて構成しており、経営計画達成及び企業価値の増大に対するインセンティブ効果が発揮されることを目的とし業績に応じ加減する仕組みとしております。
- ・中期経営計画で連結経常利益を具体的な数値目標として掲げていることから連結経常利益の期初予想値に対する達成状況及び前年比増減を業績連動の指標としております。
- ・社外取締役、監査役は原則として業績連動報酬の対象外としております。

(役員賞与算定式)

- ・賞与額＝職位別算定基準額（固定報酬月額）×業績係数（0～6.5）

※期末時点の職位に基づき、原則として毎年6月定時株主総会後に支給

(株式報酬算定式)

・ 付与ポイント＝職位別算定基準額（固定報酬月額）×業績係数（0～2.0）/一株当たりBBT信託簿価

※期末時点の職位に基づき、原則として毎年6月1日にポイントを付与

※退任時までの累積ポイントを1ポイント＝1株に換算し退任時に給付

・ 業績係数は、連結経常利益の達成状況及び前年比増減により決定し、専務執行役員以下の取締役については担当部門の業績を加味して決定しております。

d 基本報酬・業績連動報酬（役員賞与・株式報酬）の額に関する割合

・ 報酬の割合は、基本報酬：役員賞与：株式報酬＝66：26：8を目安としておりますが、取締役（社外取締役を除く）の基本報酬・業績連動報酬の支給割合は、一定の算式に基づき、業績に応じて変動する仕組みとしております。

(2) 取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度の実績の個人別の報酬等は、上記決定方針に基づき、全ての独立社外取締役及びその同数以下の代表取締役等にて構成される指名報酬委員会での協議を踏まえて取締役会で決議したものであるため、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬額は、2008年6月27日開催の第91回定時株主総会において、年額700百万円以内（但し700百万円の内200百万円に関しては取締役賞与に対する報酬とし、普通株式に対する剰余金の配当が行われることを支給の条件とする）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の実績の個人別の報酬額は12名です。また、2017年6月29日開催の第100期定時株主総会において、上記報酬限度額とは別枠で、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に資することを目的として、取締役（社外取締役を除く）に対する業績連動型株式報酬制度を導入し5事業年度ごとに320百万円を上限に拠出すること、及び2021年6月29日開催の第104期定時株主総会において、5事業年度ごとに取得する株式の上限は360千株とする条件を付加して再設定することを決議いただいております。導入に係る定時株主総会終結時点の実績の個人別の報酬額は8名であり、再設定に係る定時株主総会終結時点の実績の個人別の報酬額も8名です。

監査役の金銭報酬額は、1994年6月29日開催の第77回定時株主総会において、年額100百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の実績の個人別の報酬額は4名です。

(4) 当事業年度に係る役員の報酬等の総額等

区分	支給人数	報酬等の種類別の額				計
		基本報酬	業績連動報酬等		その他	
			役員賞与	株式報酬		
取締役	14人	406,232,184 円	157,300,000 円	44,504,856 円	－	608,037,040円
(うち社外取締役)	(6 人)	(51,000,000 円)	(－)	(－)	(－)	(51,000,000 円)
監査役	6 人	74,943,972 円	－	－	－	74,943,972 円
(うち社外監査役)	(4 人)	(25,200,000 円)	(－)	(－)	(－)	(25,200,000 円)
計	20人	481,176,156 円	157,300,000 円	44,504,856円	－	682,981,012 円

- (注) 1. 当社は、「株式給付信託（ＢＢＴ）」に基づき設定される信託を通じて、原則として当社グループの役員の退任に伴い株式を給付する株式報酬を導入しております。株式報酬の額は、当該制度に基づき、当事業年度に費用計上した株式報酬相当額であります。
2. 業績連動報酬等の額又は数の算定の基礎とする業績指標は、中期経営計画で連結経常利益を具体的な数値目標として掲げていることから連結経常利益の期初予想値に対する達成状況及び前年比増減としております。なお、当事業年度を含む連結経常利益の推移は、1-3. 財産及び損益の状況をご参照ください。
3. 監査役の報酬は、株主総会決議に基づく報酬額の範囲内で、監査役の協議により決定しております。

3-3. 各社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取締役	一村一彦	当期開催の取締役会13回中12回に出席し、市街地再開発や大型商業開発などの事業を推進し、商業施設を中心とした収益不動産のデベロッパーの経営運営にあたった豊富な経験・実績をもって、さらに消費者を対象としたビジネスの視点を有しながら、中立的客観的立場で、必要に応じ、会社運営全般についての発言を行っております。また、上記のほか、当社の指名報酬委員会の委員を務め、独立した客観的立場から会社の業績等の評価を人事に反映させるなど、経営陣の監督に務めております。
取締役	小神正志	当期開催の取締役会13回全てに出席し、我が国の公職を歴任しての建設不動産に対する高い見識と、建設業保証会社の経営運営にあたった経営者としての豊富な経験・実績をもって、中立的客観的立場で、必要に応じ、会社運営全般についての発言を行っております。また、上記のほか、当社の指名報酬委員会の委員を務め、独立した客観的立場から会社の業績等の評価を人事に反映させるなど、経営陣の監督に務めております。
取締役	長崎真美	当期開催の取締役会13回全てに出席し、弁護士としての多様な経験と法務全般に関する知見を有し、当社の主要な事業である建設工事に関する職務にも携わるなど豊富な経験・実績をもって、中立的客観的立場で、必要に応じ、会社運営全般についての発言を行っております。また、上記のほか、当社の指名報酬委員会の委員を務め、独立した客観的立場から会社の業績等の評価を人事に反映させるなど、経営陣の監督に務めております。
取締役	小椋敏勝	当期開催の取締役会13回全てに出席し、経営企画業務の経験や、代表取締役として企業の経営運営にあたった経営者としての豊富な経験・実績をもって、中立的客観的立場で、必要に応じ、会社運営全般についての発言を行っております。また、上記のほか、当社の指名報酬委員会の委員を務め、独立した客観的立場から会社の業績等の評価を人事に反映させるなど、経営陣の監督に務めております。

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取締役	藤井晋介	2021年6月29日に取締役に就任して以来、当期開催の取締役会11回全てに出席し、総合商社においてグローバルな視点をもって事業推進をした経験・実績や、代表取締役として企業の経営運営にあたった経営者としての豊富な経験・実績をもって、中立的客観的立場で、必要に応じ、会社運営全般についての発言を行っております。また、上記のほか、当社の指名報酬委員会の委員を務め、独立した客観的立場から会社の業績等の評価を人事に反映させるなど、経営陣の監督に務めております。
監査役	福井義高	当期開催の取締役会13回、監査役会12回全てに出席し、大学教授としての専門的見地から、中立的客観的立場で、必要に応じ、主に会計関連についての発言を行っております。
監査役	磯田光男	当期開催の取締役会13回、監査役会12回全てに出席し、弁護士としての専門的見地から、中立的客観的立場で、必要に応じ、主に法務関連についての発言を行っております。
監査役	飯島信幸	2021年6月29日に監査役に就任して以来、当期開催の取締役会11回、監査役会10回全てに出席し、大学教授としての専門的見地から、中立的客観的立場で、必要に応じ、主に会計・税務関連についての発言を行っております。

3-4. 責任限定契約の内容の概要

当社は、2006年6月29日開催の第89期定時株主総会で定款を変更し、社外取締役及び社外監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。

当該定款に基づき当社が社外取締役及び社外監査役全員と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

社外取締役及び社外監査役は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。

3-5. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社並びに子会社のうち1-7. 重要な子会社の状況に記載する重要な子会社(HASEKO America, Inc.を除く。)、株式会社ふるさと及び株式会社長谷工ジョブクリエイトの取締役、監査役及び執行役員全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員として業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して負担することとなる損害賠償金や争訟費用等が補填されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。なお、職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者が法令違反を認識して行った行為に起因するものは対象外になる等、一定の免責事由があります。

Ⅳ. 会計監査人に関する事項

4-1. 氏名または名称

区 分	名 称	
会計監査人	EY新日本有限責任監査法人	2007年6月28日就任

4-2. 会計監査人の報酬等の額

①	報酬等の額	98,900,000円
②	当社及び当社子会社が支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	192,283,500円

当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。

また、当社及び当社子会社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、会計指導、助言等についての対価を支払っております。

監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手しかつ報告を受け、監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積りの算出根拠等について検証した結果、会計監査人の報酬等について、適切であると判断し、同意いたしました。

なお、当社の重要な子会社のうち、(株)HC勝島町住宅及びHASEKO America,Inc.は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の監査（会社法または金融商品取引法の規定によるものに限る）を受けております。

（注）1. 「公認会計士または監査法人」には、外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者も含んでおります。

2. 「会社法または金融商品取引法」には、これらの法律に相当する外国の法令も含んでおります。

4-3. 解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。

上記のほか、会計監査人の適格性・独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査役会は、株主総会に提出する当該会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

V. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要（2022年3月31日現在）

5-1. 業務の適正を確保するための体制

当社は、お客様本位の「住まいと暮らしの創造企業グループ」を目指すことで、企業理念「都市と人間の最適な生活環境を創造し、社会に貢献する。」の実現を図り、社会の信頼を得ることを経営の基本方針とし、適正な業務執行のための体制を整備・運用していくことが経営の重要な責務であるとの認識のもと内部統制システムを構築しております。

（1）取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①当社は、企業の存立と継続のためにはコンプライアンスの徹底が必要不可欠であるとの認識のもと、「長谷工グループ行動規範」を制定し、全ての取締役、執行役員及び使用人が法令・定款の遵守はもとより、社会規範を尊重し、社会人としての良識と責任をもって行動するべく社会から信頼される経営体制の確立に努めております。また、コンプライアンスの向上にむけコンプライアンス室を設置し、コンプライアンスに関する社内規程に従い、コンプライアンスの推進・教育を行うとともに、コンプライアンスに関する相談や法令違反行為等の通報のために内部通報相談制度を設け、社内と社外各々に窓口を設置しております。
- ②当社は、社長直轄の監査部を設置し、内部監査に関する社内規程に従い当社グループ各部門における諸活動が法令、定款、会社の規程・方針等に適合し、妥当であるものかどうかを検討・評価し、その結果に基づき改善を行っております。
- ③当社は、「長谷工グループ行動規範」を制定しており、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、これらの反社会的勢力及び団体に対しては、毅然とした態度で組織的に対応します。

（2）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①当社は、取締役会をはじめとする重要な会議での意思決定に係る記録並びに取締役及び執行役員が社内規程に基づき決裁した書類等、取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報を法令及び文書管理に関する社内規程に基づき、文書に記載し又は電磁的方法により記録し、保存しております。
- ②取締役及び監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとしております。

（3）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当社は、業務執行責任の明確化、事業環境に適した業務執行体制の構築を目的に「執行役員制度」を導入し、執行機能の強化を進め、取締役会においては、経営の基本方針の決定、業務執行の監督の強化を進めることにより、経営の健全性と効率性を高めていくこととしております。
- ②当社は、取締役会から授権された範囲で日々の業務執行事項に関する意思決定を機動的

に行うため、経営会議、営業執行会議及び技術執行会議を設置し、重要な取締役会決議事項についての事前審議機能については、経営会議が担うこととしております。また、経営環境及び会社の財政状態に適した決裁権限及び稟議決裁に関する社内規程の整備により、業務執行の効率化と監督機能の強化の両立に努めております。

- ③当社は、全社並びに各営業部門における主要な数値目標を含む事業目標を設定し、各部門においては具体的な施策を立案し執行するとともに、取締役会、経営会議、2つの業務執行会議である営業執行会議及び技術執行会議における報告を通じてその進捗状況の確認を定期的に行っております。また、事業目標達成のために、取締役及び執行役員の職務分担及び責任を明確にし、適正かつ効率的に職務が行われる体制を確保しております。

(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①当社は、様々なリスクに対して、リスク関連情報の収集に努め、リスクの大小や発生可能性に応じて、リスク発生の未然防止策や事前に適切な対応策を準備することにより、損失の発生を最小限にするべく、リスク管理部を中心に組織的な対応に取り組んでおります。
- ②具体的には、経営管理部門の各セクションが連携をとりながら職務の役割に応じて業務執行状況をチェックする体制とし、更に、監査部によるチェック体制を整えております。業務執行の意思決定の記録となる稟議制度においては、電子稟議システムにより監査役及び経営管理部門がその内容を常時閲覧、チェックできる体制を構築しております。
- ③また、取締役会、経営会議、2つの業務執行会議である営業執行会議及び技術執行会議へ付議される案件のうち多数の部署が関わる案件、専門性の高い案件については、諮問会議・委員会を設けることで、事前の検証を十分に行うとともに、モニタリングが必要なものについては定期的な報告を義務付けております。
- ④加えて、当社及びグループ全体のリスク管理体制の強化を目的として、社長を委員長とするリスク統括委員会を設置し、リスク管理に関する社内規程に基づき、リスクの横断的な収集、分析、評価、対応を行っております。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①当社及び子会社は、企業集団全体に対して定めた「長谷工グループ行動規範」に基づき、企業集団全体が一体となってコンプライアンス経営の確立に努めております。
- ②子会社は、当社との連携・情報共有を行うことを基本とし、加えて、当該子会社の規模、事業の性質、機関の設計その他会社の特性を踏まえて、内部統制システムの整備を行っております。
- ③子会社は、各社での規程に従うほか、重要な事項については当社において定めた規程に従い、当社での稟議決裁又は2つの業務執行会議である営業執行会議及び技術執行会議、経営会議、取締役会での承認・報告を経ることにより、経営管理及びリスク管理の徹底

を図っております。また、監査部は子会社についても内部監査の対象とすることとしております。

- ④財務報告の信頼性を確保するため、法令等に従い「財務報告に係る内部統制基本方針」及び財務報告に係る内部統制の構築・評価に関する社内規程を整備し、これに基づき年度評価基本計画を策定・運用しております。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ①当社は、監査役の職務を補助するため監査役室を設置し、監査部との兼務3人を含む使用人4名を配置しております。監査役の補助業務に関する指示・命令については、監査役から直接行える体制を整備するとともに、当該使用人の人事異動については、事前に常勤監査役に報告を行い、監査役の使用人に対する指示の実効性を確保することを前提として協議することとしております。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ①当社は、経営会議、2つの業務執行会議である営業執行会議及び技術執行会議、その他の重要な会議への出席、議事録の送付及び電子稟議システムの常時閲覧等により重要な事項について監査役に報告を行う体制を整備しております。
- ②上記の他、当社及び子会社の取締役、執行役員及び使用人並びに子会社の監査役は、監査役の求めに応じて会社の業務執行状況を報告し、また、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに、監査役に報告することとしております。
- ③当社は監査役に上記の報告を行った当社及び子会社の取締役、執行役員及び使用人並びに子会社の監査役に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底することとしております。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①社長は、監査役と相互の意思疎通を図るため、定期的な意見交換を行っております。
- ②監査部は、内部監査の計画及び結果の報告を監査役に対しても適宜行い、相互の連携を図っております。
- ③監査役会は、取締役会において年間の監査計画及び監査の重点事項を説明し、取締役の協力を求め、取締役はこれに応じることとしております。
- ④当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還、その他当該職務の執行について生ずる費用または債務を、監査役の請求に基づき速やかに支払いまたは弁済することとしております。

5-2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

(1) 「内部統制システムの整備に関する基本方針」の制定

当社は、内部統制システムの充実、具体化を図るため、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定めており、子会社についても内容の周知徹底をしております。

(2) コンプライアンス

当社グループでは、コンプライアンスの確実な実践、反社会的勢力と一切関係を持たないことについて研修等を通して全役職員への徹底を図っております。

内部通報相談窓口の受付及びその対応状況は、代表取締役、社外取締役、監査役へ定期報告を行っております。当期においては重大な法令違反行為等に関する内部通報はありませんでした。

(3) 取締役の効率的な職務執行

取締役会は、毎月1回の定期開催に加えて、必要に応じて臨時での開催を行うこととしており、経営に関する重要な意思決定及び定例報告の他、定期的に業務執行取締役より業務執行報告が行われております。当期は取締役会を13回開催しております。

(4) リスク管理

当社は、社長を委員長としてリスク統括委員会を四半期に1回、年4回開催しております。リスク統括委員会においては、リスク管理に関する社内規程やリスク予防計画等の策定及び改廃について検討、決定するほか、リスク管理に関する推進方針及び具体策等の討議決定が行われております。

(5) 企業集団における業務の適正確保

当社は、リスク統括委員会を設置し、当社グループ全体のリスク管理を推進しております。

当社は、経営会議を設置し、重要な取締役会決議事項について事前審議を行い、また、取締役会から授権された当社及び当社グループの経営に関する重要事項並びに重要な業務執行案件について決議しております。当期は経営会議を17回開催しております。

(6) 監査役監査

内部監査については、監査部により情報管理・リスク管理などに関する内部監査及び財務報告に係る内部統制の評価を実施し、監査役に報告を行っております。

監査役は、当期開催の全ての取締役会の他、経営会議、営業執行会議、技術執行会議、リスク統括委員会その他の重要な会議への出席、内部監査への立会い、必要に応じた取締役その他役員へのヒアリング、稟議書・議事録の閲覧等を通じて監査活動を行っております。

監査役会は、毎月1回の定期開催に加えて、必要に応じて臨時での開催を行うこととしております。当期は監査役会を12回開催しております。

記載の金額は単位未満を四捨五入して表示しております。

I. 1-1. (2)「事業セグメント別の状況」に記載の売上高は、連結外部に対する売上高により表示しております。

第 105 期 事 業 報 告 に 係 る 附 属 明 細 書

〔 自 2021 年 4 月 1 日
至 2022 年 3 月 31 日 〕

株式会社 長谷工コーポレーション

取締役及び監査役の兼務の状況の明細
事業報告記載のとおり

株式会社 長谷工コーポレーション
第 105 期

〔 自 2021年 4月 1日 〕
〔 至 2022年 3月31日 〕

監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第105期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等の監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査計画に定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、親子会社合同の重要な会議に出席するほか、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③監査役会を毎月定期的に開催し、各監査役が行った監査の結果を他の監査役に伝え、意見を交換するとともに、情報の共有に努めました。また、監査役による調査あるいは監査活動の結果については、必要に応じ、各取締役や各部門の責任者に対し意見を伝えました。

④会計監査に関しましては、事前に会計監査人より監査計画の説明を受け、協議を行うとともに、監査結果の報告を受けました。さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、

損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月11日

株式会社 長谷工コーポレーション 監査役会

常勤監査役

近山 隆久 

常勤監査役

田熊 宏之 

監査役(社外監査役)

福井 義高 

監査役(社外監査役)

磯田 光男 

監査役(社外監査役)

飯島 信幸 

監 査 報 告 書

2021年4月1日から2022年3月31日までの第105期事業年度の取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等の監査計画に従い、取締役、監査部並びにリスク管理部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、親子会社合同の重要な会議に出席するほか、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- ③監査役会を毎月定期的に開催し、監査役が行った監査の結果を他の監査役に伝え、意見を交換するとともに、情報の共有に努めました。また、監査役による調査あるいは監査活動の結果については、必要に応じ、各取締役や各部門の責任者に対し意見を伝えました。
- ④会計監査に関しましては、事前に会計監査人より監査計画の説明を受け、協議を行うとともに、監査結果の報告を受けました。さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月11日

株式会社 長谷工コーポレーション

常勤監査役

近山隆久 

監 査 報 告 書

2021年4月1日から2022年3月31日までの第105期事業年度の取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等の監査計画に従い、取締役、監査部並びにリスク管理部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、親子会社合同の重要な会議に出席するほか、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- ③監査役会を毎月定期的に開催し、監査役が行った監査の結果を他の監査役に伝え、意見を交換するとともに、情報の共有に努めました。また、監査役による調査あるいは監査活動の結果については、必要に応じ、各取締役や各部門の責任者に対し意見を伝えました。
- ④会計監査に関しましては、事前に会計監査人より監査計画の説明を受け、協議を行うとともに、監査結果の報告を受けました。さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月11日

株式会社 長谷工コーポレーション

常勤監査役 田熊宏之 

監 査 報 告 書

2021年4月1日から2022年3月31日までの第105期事業年度の取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等の監査計画に従い、取締役、監査部並びにリスク管理部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ①取締役会に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、他の監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- ③監査役会を毎月定期的に開催し、各監査役が行った監査の結果の報告を受け、意見を交換するとともに、情報の共有に努めました。
- ④会計監査に関しましては、事前に会計監査人より監査計画の説明を受け、協議を行うとともに、監査結果の報告を受けました。さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと

認めます。

- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。

- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月11日

株式会社 長谷工コーポレーション

社外監査役

福井義高



監 査 報 告 書

2021年4月1日から2022年3月31日までの第105期事業年度の取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等の監査計画に従い、取締役、監査部並びにリスク管理部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ①取締役会に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、他の監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- ③監査役会を毎月定期的に開催し、各監査役が行った監査の結果の報告を受け、意見を交換するとともに、情報の共有に努めました。
- ④会計監査に関しましては、事前に会計監査人より監査計画の説明を受け、協議を行うとともに、監査結果の報告を受けました。さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと

認めます。

- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。

- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月11日

株式会社 長谷工コーポレーション

社外監査役

石田 光男



監 査 報 告 書

2021年4月1日から2022年3月31日までの第105期事業年度の取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等の監査計画に従い、取締役、監査部並びにリスク管理部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ①取締役会に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、他の監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- ③監査役会を毎月定期的に開催し、各監査役が行った監査の結果の報告を受け、意見を交換するとともに、情報の共有に努めました。
- ④会計監査に関しましては、事前に会計監査人より監査計画の説明を受け、協議を行うとともに、監査結果の報告を受けました。さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと

認めます。

- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月11日

株式会社 長谷工コーポレーション

社外監査役

飯島 信幸

独立監査人の監査報告書

2022年5月10日

株式会社長谷工コーポレーション

取締役会 御中

EY新日本 有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

鈴木裕司

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

齋藤祐暢

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

吉田靖史

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社長谷工コーポレーションの2021年4月1日から2022年3月31日までの第105期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上